

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第39号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第2条、第7条、第8条、第13条関係） 1 使用料及び手数料 （1）～（24） 略 （25） 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）第2条第1項の規定に基づく手数料（同項第15号から第15号の4まで、第19号の2、第181号、 <u>第224号、第225号</u> 、第327号及び第328号に規定する手数料を除く。） （26） 略 2 略	別表第1（第2条、第7条、第8条、第13条関係） 1 使用料及び手数料 （1）～（24） 略 （25） 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）第2条第1項の規定に基づく手数料（同項第15号から第15号の4まで、第19号の2、第181号、 <u>第223号から第225号まで</u> 、第327号及び第328号に規定する手数料を除く。） （26） 略 2 略

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 鳥取県収入証紙規則の一部を次のように改正する。

様式第15号の4を次のように改める。

様式第15号の4（第17条関係）

年 月 日

職 氏名 様

住 所
氏 名
電話番号



現金還付請求書

別添の証紙については、下記の理由により今後使用することがないので、鳥取県収入証紙条例第7条第1項ただし書の規定により、証紙を返還して現金の還付を請求します。

記

1 返還する証紙の定価

円

2 理由

3 振込希望口座

	銀行・金庫 農協・漁協	本店・支店・出張所・代理店 本所・支所
預金種別	普通・当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

備考1 証紙を添付してください。

- 2 還付する金額は、返還する証紙の定価から証紙の定価の3.15パーセント（自動車税・自動車取得税証紙の場合は1.05パーセント）の証紙売りさばき手数料に相当する金額（1円未満の端数は切り捨てる。）を差し引いた金額となります。

（例）定価100円の証紙の還付金額

$$\text{証紙の定価100円} - \text{証紙売りさばき手数料相当額3円} = \text{還付金額97円}$$

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。